

土地改良施設管理基準 - ダム編 - 基準 (案) に関する

意見 情報募集結果について

平成 15 年 2 月

1. 意見・情報の募集について

平成 14 年 11 月 22 日開催の「食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 平成 14 年度第 2 回技術小委員会」の後、基準の改定(案)について平成 14 年 12 月 5 日～12 月 25 日の期間で、農林水産省、農業土木学会のホームページへの掲載及び国営土地改良事業によるダムの管理者及び各都道府県管理事業担当者に資料を送付し、意見・情報(パブリックコメント)の募集を行った。

2. パブリックコメント募集結果

パブリックコメント募集の結果、6 名から 14 件の意見・情報が寄せられた。そのうち、調査審議の対象となる基準(事務次官通知)(案)に関する事項は、3 件であった。

その概要等については、以下のとおりである。

【 6 洪水時等の管理 】

意見の概要	対応方針(案)
洪水に関する記述全般について、洪水等に関する業務は、各ダムの操作規程で決められているため、「操作規程を遵守する」でよいのではないかと。	本基準は、ダムの管理に当たって、一般的な事項を定めたものである。洪水時等の管理については、ダムの管理において重要な事項であることや、操作規程には定めのない異常時の対応について規定していることから、原案のとおりとする。

【 8 機能の保全 】

意見の概要	対応方針（案）
<p>水質に関して、水系管理の視点が必要ではないか。</p>	<p>本基準は、個別のダムの機能を適正に発揮させるとともに、その機能を維持保全し、かつ安全性を確保するために、ダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めた重要な基準であり、個別のダムの水質については、「8.2 水質の保全」において規定しているところである。</p> <p>ご意見にある水系管理は、水系全体を管理することであることから、本基準とは別に検討する事項と考えている</p>

（参考）

基準の運用
<p>8.2 水質の保全</p> <p>貯水池の水質は、利水目的に応じて環境基本法第16条に基づく「水質汚濁に係る環境基準」等を満足できるように努めなければならない。そのため、管理者はダム流域の環境の変化の監視、定期的に貯留水の水質調査を行うとともに、水質問題が発生するおそれがある時には、貯水池の立地条件を踏まえた水質予測と必要に応じた予防措置を講じるよう努めるものとする。</p>

意見の概要	対応方針（案）
<p>貯水容量確保の観点から堆砂率の上限を設定し、それ以上にダムに堆砂が生じたら機能回復・確保等のため必要な措置を生じることが明記したほうがよい。</p>	<p>貯水容量の確保における堆砂の取り扱いについては、「8.3 貯水容量の確保」において、適切な対策を講じるよう努める旨規定しているところである。</p> <p>堆砂対策については、堆砂が及ぼす利水等への影響度合等を踏まえ行うものであり、原案のとおりとする。</p>

（参考）

基準の運用
<p>8.3 貯水容量の確保</p> <p>貯水容量の確保に当たっては、堆砂状況を把握する必要があるため、操作規程等に基づき堆砂量、堆砂の分布状況等について定期的に調査を実施するものとする。</p> <p>調査の結果、堆砂が及ぼす利水等への影響度合等を踏まえ、適切な堆砂対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>なお、流域の状況に応じて背砂についても定期的に観測することが望ましい。</p>

